

提出書類について(提出前に書類不備がないか直し、お手元に保管してください。)

1 被扶養者認定の継続申告をする場合

被扶養者としての要件を満たしている場合は、下記の書類から該当するものを全てを提出してください。

チェック欄	全員提出	
☐	全員提出必須 無職(無収入)・学生の場合でも必須	「回答書」 記入例は当支部ホームページに掲載
☐		「令和8年度(令和7年分)「所得(課税・非課税)証明書」 (市区町村発行のもの) ※源泉徴収票や住民税決定通知では代替不可 ※現在無収入であっても、「所得(課税・非課税)証明書」に何らかの収入がある場合、以下①～⑥に該当する書類が必要です。
チェック欄	収入がある場合、該当するものを提出	
☐	①年金を受給している場合	年金の「決定通知書」または最新の「年金振込通知書」の写し ※年金には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、企業年金、個人年金、恩給等を含みます。なお、障害、遺族に係る非課税年金等も収入に該当します。
☐	②パート・アルバイト等で勤務している場合 (複数先で勤務している場合、全ての勤務先の書類が必要)	【現在も就労している場合】 令和8年分(1月～12月分)「給与支払(見込)証明書」(別紙1) 【既に退職しているが、令和7年または8年中に就労していた場合】 ◎雇用保険に加入していた場合 「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票1・2」の写し ◎雇用保険に未加入であった場合 「退職証明書」又は「源泉徴収票(退職日が記載されているもの)」の写し ※「退職証明書」が取れない場合、「回答書」の「特記事項」欄に、退職日と雇用保険未加入であった旨を記入してください。
☐	③事業所得・不動産所得・農業所得等の確定申告をしている場合	令和7年分の「確定申告書」及び「収支内訳書」の写し ※確定申告における税法上の経費とは取扱いが異なり、大阪支部が必要経費として認めた経費を控除した額で判断します。詳細は大阪支部ホームページを参照。
☐	④株の配当金、株取引、不労収入がある場合(注意1)	【確定申告を行っている場合】 最新の「確定申告書」及び「収支内訳書」又は損益計算書の控えの写し 【確定申告を行っていない場合】 特定口座の「年間取引報告書」の写し等、収入額を明らかにする書類の写し
☐	⑤雇用保険を受給している(していた)場合	「雇用保険受給資格者証」の写し(両面)
☐	⑥(上記以外の)その他の収入がある場合	その収入を明らかにする書類の写し (例:確定申告書、市民税等の申告書、収入がわかる帳簿、等の写し)
☐	⑦扶養認定における所得限度額を超えており、特例等に該当する場合	【「年収の壁・支援強化パッケージ」における一時的な収入変動である場合】 「事業主の証明」 ※証明書の様式は大阪支部ホームページ「お知らせ」に掲載しています。
チェック欄	被扶養者が別居している場合(注意2)	
☐	⑧調査対象者が別居している場合(国内居住)	別居先の世帯全員の「住民票」 別居先の世帯に19歳以上の同居者がいる場合、世帯収入の確認のため、同居者の令和8年度(令和7年分)「所得(課税・非課税)証明書」が必要です。 ※収入がない場合も、それを証明するために提出が必要です。 ※上記①～⑥の収入がある場合、該当する書類も必要です。
☐	⑨調査対象者が海外に居住している場合	「海外居住に関する申立書」(別紙2) 海外特例要件に該当する場合、申立書に記載の確認書類とあわせて提出 ※海外特例要件に該当しない場合、出国日をもって取消手続きをしてください。

(注意1) 複数の証券口座を保有している場合、全ての収入を確認するため、それぞれ該当する書類を提出してください。

(注意2) 別居しているものの、住民票上同居かつ学生で、就学を理由による一時的な別居の場合は、同居としてご回答ください。

2 認定の取消申告をする場合

【府立学校(中学、高校、支援学校、教育庁関係機関)の所属所で、SSC使用対象者の場合】

総務事務システム(SSC)により「電子申請」で取消の入力後※、次の「取消理由及び当該事由の発生日が確認できる書類」に、「資格確認書(有効期限内のもの)」「(交付者のみ)」、「高齢受給者証」(交付者のみ)を添えて、当支部に提出してください。(委託業者に提出しないようご注意ください。)

(取消申告をする被扶養者が、扶養手当の支給対象である場合、学校総務サービス課に提出書類を提供する場合があります。)

ただし、非常勤職員等、SSCの使用対象者でない方は、以下と同様の手続きをしてください。

※入力方法が不明な場合は、SSC コールセンター(0120-47-5612)にお問い合わせください。

【上記以外(市町村立学校、大学等)の所属所の場合】

「被扶養者認定・取消申告書」(当支部ホームページの様式集に掲載)に、次の「取消理由および当該事由の発生日が確認できる書類」に、「資格確認書(有効期限内のもの)」「(交付者のみ)」、「高齢受給者証」(交付者のみ)を添えて、所属所で受付のうえ当支部に提出してください。(委託業者に提出しないようご注意ください。)

取消理由及び当該事由の発生日が確認できる書類(状況によって追加書類が発生する場合があります。)

●就職(被扶養者自身が他の健康保険に加入)している場合

就職先の「資格確認書」の写し等、健康保険への加入日が確認できる書類の写し

●同居を要件とする被扶養者が別居した場合

別居した日付が確認できる「住民票」または「住民票:除票」

●所得限度額を超えている場合

・令和8年度(令和7年分)「所得(課税・非課税)証明書」

超過した年度によっては、過年度分も求める場合があります。

・限度額を超過したことが確認できる書類(前頁 1 の①～⑥に該当するもの全て)

詳細については、次の「3 その他」から、「取消時の必要書類」をご確認ください。

提出先 **公立学校共済組合大阪支部 資格担当** (通送可)

※取消対象者の令和8年度「回答書」も添付してください(記入不要)。

3 その他

記入例、別紙1、2の様式、よくある質問(Q&A)等は、大阪支部ホームページに掲載しています。

公立学校共済組合大阪支部 お知らせ

検索

(<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>)



1 【被扶養者としての要件および自営業の経費に関する取扱いについて】

大阪支部ホームページ→手続きナビ→組合員資格・年金の手続き
→被扶養者に関する手続き→被扶養者の認定手続き



2 【被扶養者の取消手続きについて】

大阪支部ホームページ→手続きナビ→組合員資格・年金の手続き
→被扶養者に関する手続き→被扶養者の取消手続き



取消申告をする際に必要な添付書類は、「取消時の必要書類」(PDF)をご確認ください。